

第102号議案 赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地  
運動施設等の指定管理者の指定に対する附帯決議

赤穂市民総合体育館及び赤穂城南緑地運動施設等の指定管理者の  
選定方法及び施設の管理・運営方法について

1. 指定管理者選定基準・方法については、今後あらゆる角度から見直し、更に公平性、妥当性と透明性の確保を図ること。
2. 公募者全ての事前調査を十分に行い、選定委員が共有すること。
3. 施設の管理・運営に当たっては、市及び利用者側と定期的に会合を持つなど連携を図り、市民サービスの向上と円滑な運営に努めること。
4. 施設等の不具合・要修繕箇所が発見された場合は、速やかに市と指定管理者が協議し対処すること。
5. 今後の指定管理者の管理・運営実態については、定期的且つ定量的に把握し、年度毎に評価すること。
6. 年度毎の評価により、不具合な点は改善を求め、改善が見られない場合は適切な処置を取ること。

以上、決議する。

平成28年12月9日